

②令和5年度と6年度の給与・賞与支給方法比較表

	令和5年度まで		令和6年度から					
	規程	具体例	規程	具体例			特徴	
		通常口座支払		通常口座支払	DC口座積立金	支払計		
給与	支給額 = 基本給 + 従来の手当	※1 20万 + 5万 = 25万	支給額 = (基本給 - DC手当) + DC手当 - 選択金 + 従来の手当	選択金0円の場合	(20万 - 4.5万) + 4.5万 - 0万 + 5万 = 25万	月1万 (DC退職金)	26万	-
				選択金4万円の場合	(20万 - 4.5万) + 4.5万 - 4万 + 5万 = 21万	月5万 (選択金 + DC退職金)	26万	
	給与（課税・社会保険料対象） 		給与（課税・社会保険料対象） DC前払い金（0～45,000） DC掛金（10,000～55,000） 					選択金額に応じ払い込む厚生年金料が減額するため、将来受給する老齢厚生金額が減少する可能性が有る
賞与	基本給 × 支給率	20万 × 1.5 = 30万	基本給 × 支給率	20万 × 1.5 = 30万	-	-	-	控除前の基本給は変わらないので賞与額は変わらない
退職金	退職時基本給 × 勤続年数 × 区分割合（0.3～1.0） を現金で支給	法人支給額※2 16万 × 7年 × 0.5 = 56万	令和6年4月よりDC退職金として毎月1万円を法人が支払う + 2024年3月31日時点での経過措置退職金又は経過措置調整金として現金支給（区分は退職時の理由による）	経過措置退職金 15万 × 3年 × 0.3 = 13.5万	DC退職金 令和6年4月～令和10年7月まで計51ヶ月 月1万 × 51ヶ月 = 51万	法人支給額 64.5万	運用結果次第で退職金を増やすことができる。 DC積立部分は原則60歳未満での受給は不可。※3 経過措置退職金は令和6年3月31日時点で退職金支給条件を満たす職員に限る。 経過措置調整金は令和6年3月31日時点で勤続1年以上を満たす職員に限る	

具体例 ※1 基本給20万円、従来手当（残業等）が5万円、選択金0円と4万円の場合を想定

※2 退職金具体例 令和3年4月1日入職、令和10年7月自己都合退職（勤続7年）、令和6年3月31日の基本給15万、退職時基本給16万

DC加入対象者：65歳未満の厚生年金被保険者全員（役員・有期雇用者を除く）。

DC手当：45,000円に設定、DC加入対象者全員に支給。

DC退職金：10,000円、法人が退職金の代わりに毎月DC口座に振込む。

※3 DC受給概要：定年（65歳）到達時または60歳以降中途退職時に受給可能。

60歳未満の中途退職時は他制度（他社企業DCやiDeCo等）に資産移換が必要。